

姫路市本庁舎  
広告付き行政情報用デジタルサイネージ  
及び電子掲示板設置事業者募集要項

令和7年12月

姫路市本庁舎における広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

## 1 概要

### (1) 事業の内容

姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業

- ① 行政情報用デジタルサイネージの設置、運用業務
- ② 電子掲示板の設置、運用業務

### (2) 設置場所、事業内容、使用許可期間等

別紙仕様書のとおり

## 2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

### (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- ⑥ 破産者で復権を得ないもの

### (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年間を経過したものを含む。）であること。

- ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）第 3 条各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 法人にあっては姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (6) 令和 2 年度以後に国又は地方公共団体において、同様の事業の実績がある者であること。

### 3 応募申込方法等

- (1) 申込みに必要な書類
  - ① 応募申込書<様式第 1 号>
  - ② 応募価格提案書<様式第 2 号>
  - ③ 誓約書<様式第 3 号>
  - ④ 広告事業実績調書<様式第 4 号>
  - ⑤ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
  - ⑥ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書））
  - ⑦ 国税の納税証明書（その 3 の 2 又はその 3 の 3）
  - ⑧ 姫路市税の納税証明書等
    - ア 本市に納税義務がある場合は滞納無証明書
    - イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書<様式第 5 号>
  - ⑨ 事業概要
    - ア 会社概要
    - イ 直近の貸借対照表及び損益計算書
- 注 1) 提出書類は、全て原本を各 1 部提出してください。**
- 注 2) 上記⑤、⑥、⑦及び⑧のアの各種証明書は、発行後 3 か月以内のものに限ります。**
- (2) 書類の提出方法
  - ① 提出先  
姫路市安田四丁目 1 番地  
姫路市役所 財政局財務部管財課 庁舎管理担当（市役所本館 4 階）
  - ② 提出期間  
令和 7 年 1 月 15 日（月）から令和 8 年 1 月 14 日（水）まで  
(姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条第 1 項に掲げる本市の休日は除く。)  
受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
- ※ 申込書類は、持参すること。**

### (3) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可申請は、応募申込書に記載された名義以外では行わないこと。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届<様式第6号>を、受付期間内に持参すること。

### (4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 使用料の応募価格が、仕様書に定める最低使用料を下回るもの
- ② 応募資格がない者が提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 応募価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
- ⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑥ 応募書類に虚偽の記載があるもの
- ⑦ その他提案価格に関する条件に違反したもの

## 4 質問について

- (1) 姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業の募集要項に関する質問は、質問書<様式第7号>に記入の上、管財課までメール、郵送又は持参で提出してください。ただし、メールで提出された場合は、その旨を電話で連絡してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。
- (2) 質問項目ごとに一枚の質問用紙を使用すること。
- (3) 質問の受付は、令和7年12月22日（月）午後5時までとします。
- (4) 質問への回答は、ホームページで公表します。（令和7年12月25日（木）公表予定）個別の回答は行いません。（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032349.html>）

## 5 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、姫路市が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最も高額の応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。

なお、最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、応募価格提案者が、諸般の事情により、姫路市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、この姫路市本庁舎広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板設置事業者決定事務に係る職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

- (3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和8年1月20日（火）の予定です。設置事業者の決定後、姫路市のホームページに決定金額及び決定した事業者名並びに応募参加者数を掲載します。

(4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき、若しくは災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

## 6 使用許可申請の手続

設置許可業者に決定した者は、設置日の20日前までに次の書類を提出してください。

なお、(1)～(3)の各種様式につきましては、設置事業者決定後に提供します。

(1) 行政財産使用許可申請書

(2) 暴力団排除に関する誓約書

(3) 広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板の設置管理等を行うものが設置事業者と異なる場合は、管理関係等に関する届出書

(4) 設置する広告付き行政情報用デジタルサイネージ及び電子掲示板の機器の仕様が分かるもの（サイズ、消費電力等が記載されているカタログ等）

(5) 設置事業協定書

## 7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合

(2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

※決定を取り消したときは、同物件に係る次回公募手続に参加できません。

## 8 提出書類の取扱い

(1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。

(3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。

(4) 提出された申込関係書類及び電子掲示板等機器の設置期間中の管理運営に係る各種書類等は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）の規定に照らし内容を判断します。

## 9 問合せ先

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 市役所本館4階

姫路市財政局財務部管財課 担当 小村・木村

電話：079-221-2129

FAX：079-221-2123

メール：kanzai@city.himeji.lg.jp